

中国技術輸出入管理条例の改正 (ライセンス契約の第三者特許責任) について



弁理士 青木 潤

1. はじめに

中国には、外国からの技術導入に関し「技術輸出入管理条例」という行政法規があり、そこで、ライセンサーに3つの重要な義務として、①ライセンサーが技術の適法な所有者であること、②ライセンスの結果、技術目標を達成できること、③技術のライセンスでライセンシーが第三者の権利を侵害した場合、ライセンサーが責任を負うこと、を課していた。この中で、特に、同条例24条に規定された③が外国企業を悩ませてきた。

米国は、この法規やそれに関する中国の貿易行政を問題視し、2018年3月にWTOに提訴したのである。具体的には、日本関税協会によると、①外国から輸入される技術を差別し、不利な扱いをする契約条件を強制的に課していること、②外国の特許権者に対してライセンス供与契約が終了後も特許権の基本である技術使用を中国企業に終了させるための措置を執っていないことを問題視し、WTOのルール（TRIPS協定の内国民待遇原則）に違反すると提訴し、EUもそれに追従したのである¹。

この中で①は、まさしく技術輸出入管理条例24条3項を問題視していると思われ、改めてこの技術輸出入管理条例の第三者特許権侵害の責任問題（以下、その責任を「特許責任」、その求償を「特許補償」と記載することがある）がフォーカスされたのである。

そして、提訴から1年経過後、中国政府は、政治的配慮により、国务院令709号38項において技術輸出入管理条例24条3項（技術輸入契約の譲渡人の責任）、27条（改良技術の改良側への帰属）、29条（技術輸入契約で制限的条項を含めることの禁止事項）を削除する改正を2019年3月18日付で公布、施行した²。

そこで本稿では、この法改正も踏まえ、日本企業が中国へのライセンスに、どのように対処す

1 日本関税協会ホームページの海外トピックスとして情報を公開している。http://www.kanzei.or.jp/topic/international/2018/for20180326_4.htm

また、2018年6月1日欧州連合（EU）も中国の技術移転慣行を世界貿易機関（WTO）に提訴すると発表したと報道されている。

http://www.kanzei.or.jp/topic/international/2018/for20180607_2.htm

2 3月2日付で以下に掲載された。http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-03/18/content_5374723.htm

べきかを法的、実務的に検討したい。

2. 技術輸出入管理条例とは

改正についての詳細な検討の前に、技術輸出入管理条例がいかなるものかを簡単に説明する。

(1) 沿革と位置づけ

中国には契約に関する法律として、従来、技術契約法（1987年11月1日施行）と技術契約法实施条例（1989年3月15日施行）があったが、これらは、日本の民法に相当する契約法に吸収される形で1つになった。また、中国にも当然、日本の特許法や独禁法に相当する法律も存在する。

そして技術の輸入に関する行政法規として、中国のWTO加盟に伴い、技術導入契約管理条例を廃止し、技術輸出入管理条例が2001年12月10日に公布された。

さらに、技術移転については、「輸入禁止輸入制限技術管理規則」など規則と位置付けられるものや、法律の条文ではないが最高人民法院の司法解釈が存在する。参考までに中国への技術移転に関連する法律等を一覧表にまとめておく。

表1 中国への技術移転に関連する法律等

	名称	備考
法律	専利法	特許法である。
	契約法	民法である。
	中国対外貿易法	対外貿易の発展などを図るための法律である。
	不正競争防止法	改正法が2018年1月1日から施行。
	独禁法	
行政法規・規則	専利法実施細則	
	技術輸出入管理条例	第三者特許補償と改良技術の帰属条項あり。この施行に伴い、「技術導入契約管理条例」と同施行規則は廃止。→「技術移転の期間10年」、「契約終了後の受け入れ側の継続使用制限を不可」条項を廃止。
	輸入禁止輸入制限技術管理規則	技術輸出入管理条例と同日に施行。輸出禁止輸出制限技術管理規則も同時に施行。
	中外合弁事業規制条例	「技術移転の期間10年」、「契約終了後の受け入れ側の継続使用制限を不可」条項あり。
	技術輸出入契約登録管理規則	自由類技術の登記手続き等を規定。特許の場合、特許実施許諾契約届け出管理規則。
その他	最高人民法院司法解釈	「最高人民法院による特許権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（2016年）、「最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈（2004年）」等がある。
	判例	
	TRIPS協定	2001年WTO加盟。

(2) 技術輸出入管理条例の対象

技術輸出入管理条例は、技術の輸出入を対象にしているが、具体的には同条例2条に以下のとおり規定され、特許の実施許諾も含まれる（なお、以下各条文の翻訳はJETRO作成）。